

一般社団法人東大阪労働基準協会入会のご案内

当協会は、昭和25年に『布施労働基準協会』として設立され昭和45年に『東大阪労働基準協会』、さらに平成25年に移行認可を受けて一般社団法人になった団体で、東大阪労働基準監督署管内（東大阪市、八尾市）の事業場で構成されております。

当協会は、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的として、労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法令を遵守し、労働条件の確保・改善、労働災害防止、労働者の健康確保等を図るための各種事業を行っています。

労務管理や安全衛生管理に万全を期すためには、一企業の取組だけでは限界があり、労働基準監督署との橋渡し役でもある当協会のような社外資源を積極的に活用することも、企業の社会的責任として強く求められる時代になっております。

貴事業場におかれましては、是非この機会に当協会へのご入会をご検討いただきますようご案内申し上げます。ご入会の際は、裏面の申込書をFAXして頂き、下記の年会費をご入金ください。

●年会費規定（平成 28 年 5 月 17 日改定）

従業員数	年額(円)	従業員数	年額(円)
10 人未満	5,000	400 人未満	43,500
20 人未満	7,500	500 人未満	51,000
50 人未満	13,000	600 人未満	64,500
100 人未満	20,000	800 人未満	72,000
200 人未満	28,500	800 人以上	86,000
300 人未満	33,500		

〈当協会の実施事業〉

1. 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法その他関係法規の周知及び各種研修会・講習会の開催
2. 技能講習の実施・斡旋
3. 動力プレス金型取替・クレーン運転等、各種特別教育の実施
4. 安全管理者選任時研修、安全衛生推進者養成講習、職長安全衛生教育等の実施
5. 安全衛生に関する用品の斡旋
6. 労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、その他関係法規に関する書籍の斡旋
7. 一般健康診断（ストレスチェックも可能）、特殊健康診断の斡旋
8. 労働相談、監督署からの是正勧告・指導に対する対処などの相談
9. 広報誌「東大阪労基時報（年4回発行）」の配布

〒577-0809 東大阪市永和1-6-16 電話 06-6723-3450

FAX 06-6723-3451

入会申込書

一般社団法人東大阪労働基準協会の趣旨に賛同し、入会いたします。

なお、従業員数は 名なので、会費は 金 円也です。

令和 年 月 日

事業場等名称			
代表者職氏名			
所在地	〒		
事業内容			
TEL		FAX	
Mail			
担当者	所属		
	氏名		

一般社団法人東大阪労働基準協会会長殿

〒577-0809 東大阪市永和1-6-16

電話 06-6723-3450 FAX 06-6723-3451

注)①入会申込書を FAX 後、郵便局 00960-5-73286

又は、池田泉州銀行 東大阪支店 普通預金 0300179

一般社団法人東大阪労働基準協会 に、納金下さい。

②入金確認後、会員証・講習会開催予定表・健康診断申込書

及び会員への案内文書をお届けします。